

通信・輸送関係

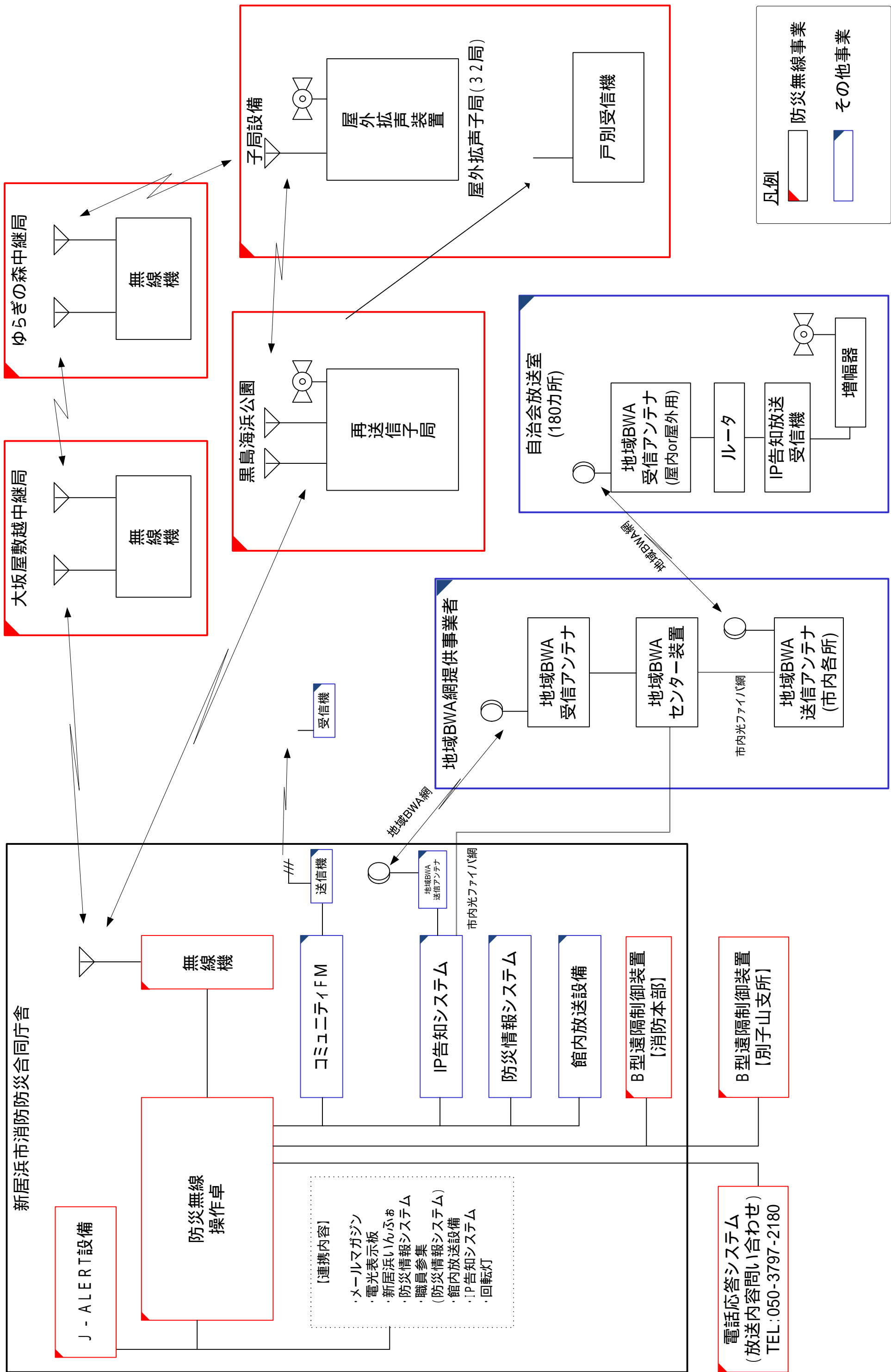
新居浜市防災行政無線設置状況

令和3年9月1日現在

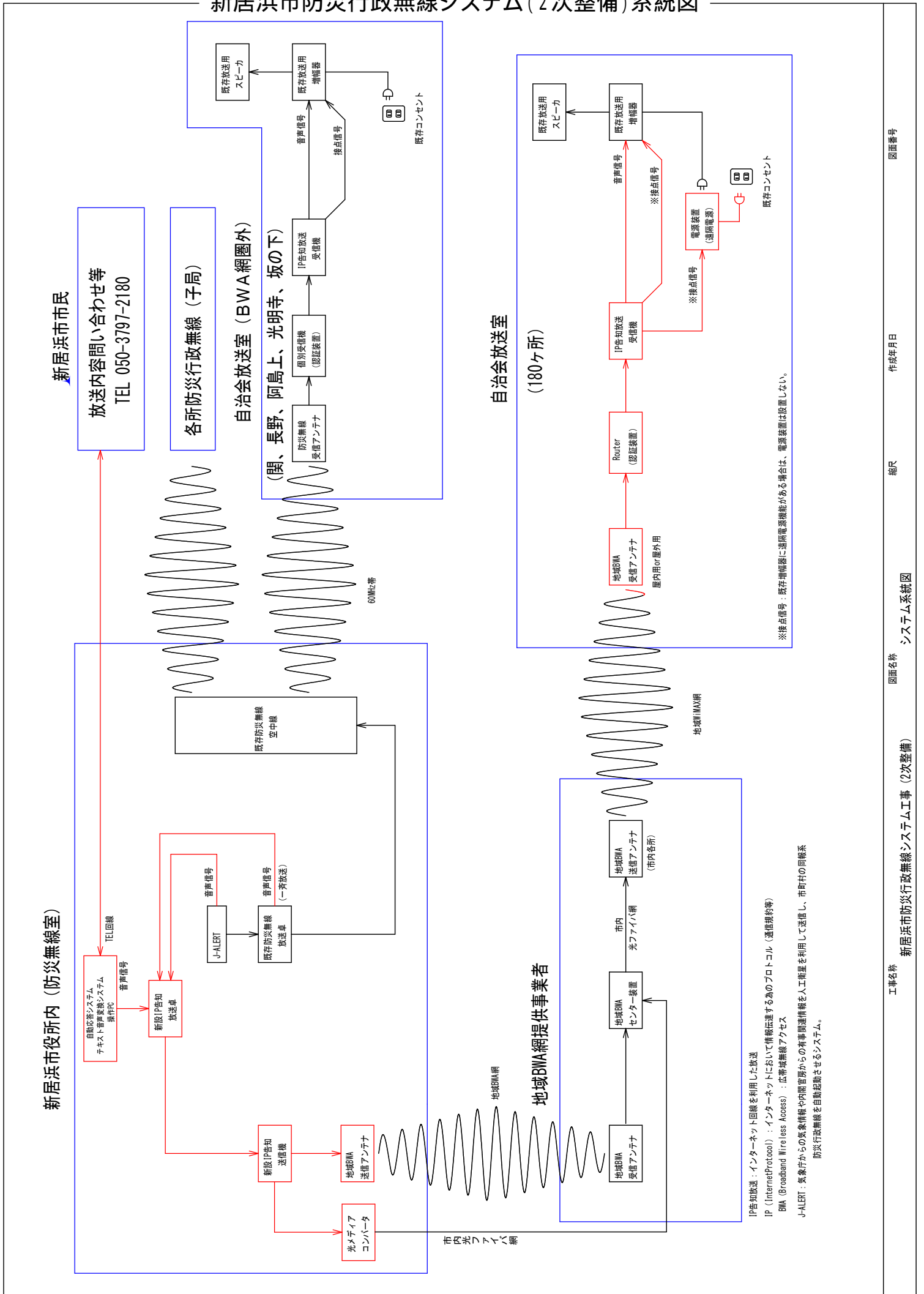
配置	種別	空中線電力	呼出名称	取扱担当課	電波の形式及び周波数
新居浜市	基地局	10W	ぼうさいにいほまし	遠隔制御装置 9 台 () は呼出番号 危機管理(1)、 子育て支援(2)、 管財(3)、環境保全(4) 都市計画(5)、下水建設(6) 撤去保管中(以前は港湾)(7)、 社会教育(8)、消防本部(9)	F 3 E 466.2625MHz
	移動局 車載型	10W	ぼうさいにいほまし 1	公用車(管財課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 2	〃 (〃)	
		10W	ぼうさいにいほまし 3	〃 (ごみ減量課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 4	〃 (都市計画課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 5	〃 (道路課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 6	〃 (〃)	
		10W	ぼうさいにいほまし 7	〃 (建築住宅課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 8	〃 (下水道建設課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 9	〃 (港務局港湾課)	
		10W	ぼうさいにいほまし 10	〃 (社会教育課)	
	移動局 可搬型	10W	ぼうさいにいほまし101	危機管理課	
		10W	ぼうさいにいほまし102	管財課	
		10W	ぼうさいにいほまし103	収税課	
		10W	ぼうさいにいほまし104	子育て支援課	
		10W	ぼうさいにいほまし105	農林水産課	
	移動局 携帯型	5W	ぼうさいにいほまし201	危機管理課	
		5W	ぼうさいにいほまし202	環境保全課	
		5W	ぼうさいにいほまし203	農地整備課	
		5W	ぼうさいにいほまし204	都市計画課	
5W		ぼうさいにいほまし205	下水道建設課		
新居浜市 別子山支所	基地局	10W	ぼうさいべっしやま	別子山支所	F 3 E 151.47MHz
	移動局 車載型	10W	ぼうさいべっしやま 1	公用車(別子山支所)	
		5W	ぼうさいべっしやま 2	〃 (〃)	
		5W	ぼうさいべっしやま 3	消防車(消防本部)	
		5W	ぼうさいべっしやま 4	〃 (〃)	

配置	種別	空中線電力	呼出名称	取扱担当課	電波の形式及び周波数
新居浜市 別子山支所	移動局 車載型	5W	ぼうさいべっしやま 5	消防車(消防本部)	F 3 E 151.47MHz
		5W	ぼうさいべっしやま 6	〃 (〃)	
		5W	ぼうさいべっしやま 15	公用車(別子山支所)	
		5W	ぼうさいべっしやま 16	〃 (〃)	
		5W	ぼうさいべっしやま 30	〃 (〃)	
		5W	ぼうさいべっしやま 31	〃 (〃)	
		5W	ぼうさいべっしやま 32	〃 (〃)	
	移動局 携帯型	5W	ぼうさいべっしやま 11	別子山支所	
		5W	ぼうさいべっしやま 12	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 13	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 14	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 33	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 34	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 35	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 36	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 37	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 38	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 39	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 40	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 41	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 42	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 43	〃	
		5W	ぼうさいべっしやま 44	〃	
5W	ぼうさいべっしやま 45	〃			
5W	ぼうさいべっしやま 46	〃			
5W	ぼうさいべっしやま 47	〃			

新居浜市防災行政無線システム（1次整備）構成図



新居浜市防災行政無線システム(2次整備)系統図



図面番号

作成年月日

縮尺

システム系統図

図面名称

新居浜市防災行政無線システム工事 (2次整備)

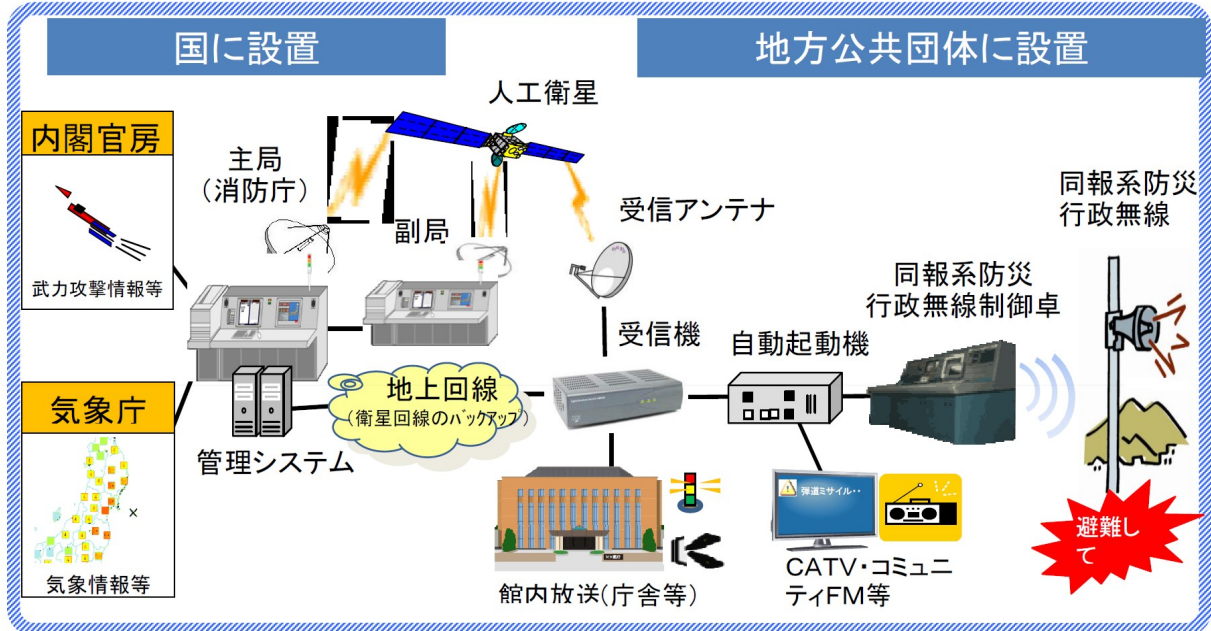
工事名称

水道無線設備状況

配置	種別	空中電力 (W)	呼出名称	台数	電波の型式及び周波数
上下水道局	基地局	10	すいどう にいはま	1	5K80F1D 5K80F1E 373.7MHz
	移動局 車載型	10	すいどう にいはま 1～20	20	
	移動局 携帯型	5	すいどう にいはま 31～46	16	

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、人工衛星を通じて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム。



【J-ALERTで配信される情報一覧】

情報の種別	区分	情報の種別	区分
1 弾道ミサイル情報	◎	10 津波注意報	○
2 航空攻撃情報	◎	11 気象等の警報	○
3 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	◎	12 土砂災害警戒情報	○
4 大規模テロ情報	◎	13 竜巻注意情報	○
5 緊急地震速報	◎	14 記録的短時間大雨情報	△
6 大津波警報(※)	◎	15 指定河川洪水予報	△
7 津波警報	◎	16 震源・震度に関する情報	△
8 気象等の特別警報(※)	◎	17 気象等の注意報	△
9 震度速報	○		
(※)特別警報		区分の凡例 ◎: 原則、同報無線等を自動起動 ○: 市町村の設定により同報無線等を自動起動 △: 原則、同報無線等を自動起動させないもの	

市内のアマチュア無線グループ

ク ラ ブ 名 称	クラブ局コールサイン	代 表 者	連 絡 者
愛媛アマチュア無線クラブ	J A 5 Y D I	J A 5 E R Q	J J 5 D D U
愛媛県庁アマチュア無線クラブ (※愛媛県庁内)	J A 5 Y A X	J G 5 U R M	J G 5 C A J

避難、救護に関する広報文例

例文1. 避難準備の周知

状況把握後すぐに

- * こちらは、新居浜市です。
現在、〇〇付近は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや、子供さんなどは、安全な△△中・〇〇小学校へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩にかける程度の最少限の非常持ち出し品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上で放送を終わります。

- * こちらは、新居浜市です。
避難の用意をしてください。
〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
飛び火に注意をしてください。
お年寄りや、子供さんなどは、安全な△△中・〇〇小学校へ早めに避難させてください。
くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

例文2. 避難の指示・誘導

状況把握後すぐに

- * こちらは、新居浜市です。
〇町、〇〇町に対して、避難指示が出されました。
〇〇(火災延焼等)のため、危険な状態になりつつあります。家族そろって早く避難してください。
避難先は、△△小学校です。火の元を消して早く避難してください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

- * こちらは、新居浜市です。
ただいま、〇〇町一帯に避難指示が出されました。
風向きが悪いため、〇〇付近も危険です。
警察官や消防団員の指示に従って、急いで、△△小学校へ避難してください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

例文3. 救護所設置

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
救護所の設置についてお知らせします。
負傷者の臨時救護所が、〇〇・△△・・・に設置されました。
自分達で応急処置できないケガの方は、〇〇・△△・・・の救護所へ、連れて行ってください。
くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

例文4. 防疫・保健衛生に関する周知

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
市民の皆さんに、保健衛生についてお知らせします。
飲み水は、安全のために、ハンカチなど布に通してから、不純物を取り除き、5分間沸騰させ消毒してください。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにしてください。
熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当てを受けてください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

地震及び津波発生に関する広報文例

1 市域に次の震度が発生したときの広報文

例文5. 震度5弱及び5強程度 の地震の時

- * こちらは、新居浜市です。ただいま、大きな地震がありました。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
声をかけあって、まず火の始末をしましょう。
そして、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて
行動してください。
くりかえし、お知らせいたします。（・・・・・・・・）
以上で放送を終わります。

例文6. 震度6弱の地震の時

発生直後から、30分の場合

- * こちらは、新居浜市です。ただいま、大きな地震がありました。
まず火の元を消してください。ガスの元栓をしめてください。
電気器具のスイッチも切ってください。ふろ場に火の気はありません
か。
電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに
引火する場合があります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上で放送を終わります。

例文 7. 震度 6 弱 の 地震 の 時

発生直後から、30分以降
24時間以内の場合

- * こちらは、新居浜市です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震はまだ続いているますが、さらに大きい揺れがくる可能性もあります。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。
市民の皆さん あわてて外に飛び出さないでください。
自宅にいる人はそのまま中にいてください。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀からたれさがった電線には絶対ふれないでください。
以上で放送を終わります。

2 市域に震度 6 強以上の地震が発生した時の広報文

例文 8. 被 害 の 状 況

発生から 6 時間以降

- * こちらは、新居浜市です。
これまでにわかりました被害の状況をお知らせいたします。
亡くなった方及び重症の方は、〇人です。そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で〇人です。
半壊又は、全壊した家屋は、〇棟です。そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で〇棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
以上で放送を終わります。
- * こちらは、新居浜市です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
復旧には、何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・)
以上で放送を終わります。

例文9. 火災発生状況

火災状況把握後すぐ

- * こちらは、新居浜市です。
〇〇町付近で火災が発生しています。
〇〇町のおよそ△棟（何割）が焼失し、現在も延焼中です。
以上で放送を終わります。

- * こちらは、新居浜市です。
現在〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
△△地区及び△地区にいる人は、直ちに〇〇町方面へ避難してください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせいたします。（・・・・・・・・）
以上で放送を終わります。

例文10. 安心情報

情報確認後

- * こちらは、新居浜市です。
これまでにわかりました安心情報をお知らせいたします。
〇〇地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
△△小学校は、生徒・職員全員の無事が確認されました。
半壊又は、全壊した家屋は、〇棟です。そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で〇棟です。
〇〇株式会社（有限会社）は従業員全員の無事が確認されました。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせいたします。（・・・・・・・・）
以上で放送を終わります。

例文11. 交 通 の 状 況

情 報 確 認 後

- * こちらは、新居浜市です。
これまでにわかりました交通情報をお知らせいたします。
JR予讃線は、すべて運転を停止しています。
現在、線路などの点検を実施しています。運転再開までには、しばらく時間がかかります。
これからも放送で、引き続き交通情報をお知らせいたします。
また、ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。
- * こちらは、新居浜市です。
これまでにわかりました道路交通情報をお知らせいたします。
現在、市内のすべての道路(又は〇〇通り・△地点)は、通行規制(又は損壊・事故等)のため一般車両の通行が禁止されています。
自動車の使用はしばらく、やめてください。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示にしたがってください。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

3 津波警報が発表された時の広報文

例文12. 津波警報が発表された時

- * こちらは、新居浜市です。
ただいま愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されました。
まもなく新居浜市沿岸に津波が到達するおそれがあります。
海岸、防波堤は大変危険ですので、直ちに安全な場所に避難してください。
くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。
- * こちらは、新居浜市です。
ただいま愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されました。
まもなく新居浜市沿岸に津波が到達するおそれがあり、〇〇地区は大変危険です。
火の元を消して急いで避難してください。
避難所は、〇〇小(中)学校です。
くりかえし、お知らせいたします。(・・・・・・・・・・)
以上で放送を終わります。

避難指示等広報文例

1 土砂災害特別警戒区域

例文 9. 高齢者等避難

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル3 高齢者等避難発令。(2回繰り返す)

こちらは、新居浜市です。土砂災害の危険性が高まることが予想されますので、市内の土砂災害特別警戒区域において、警戒レベル3、高齢者等避難を、発令しました。

土砂災害特別警戒区域の方で、お年寄りなど、避難に時間のかかる方は、〇〇〇などの避難場所か、建物の2階などへ、避難して下さい。

以上で放送を終わります。

例文 10. 避難指示

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発令。(2回繰り返す)

こちらは、新居浜市です。土砂災害の危険性が極めて高くなっていますので、市内の土砂災害特別警戒区域において、警戒レベル4 避難指示を、発令しました。

土砂災害特別警戒区域の方で、未だに避難できていない方は、避難所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の2階などの高い所に、今すぐ避難して下さい。

以上で放送を終わります。

例文 11. 緊急安全確保

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル5 緊急安全確保。(2回繰り返し)

こちらは、新居浜市です。命を守る最善の行動をとってください。

〇〇地区の土砂災害特別警戒区域において、災害が発生したため、警戒レベル5、緊急安全確保が、発令されました。最寄りの高い建物に、今すぐ避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。家から出られない時は、2階などの高い所に、避難して下さい。

以上で放送を終わります。

例文 12. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。

市内の(〇〇地区の)土砂災害特別警戒区域に発令していた、警戒レベル〇、〇〇〇〇は、只今をもち、解除いたします。気を付けてお帰り下さい。(なお、×××××に発令している×××××は、継続中です。×××××の方は、まだ、家に戻らないで下さい。)

以上で放送を終わります。

2 浸水

例文 13. 高齢者等避難

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル3 高齢者等避難発令。(2回繰り返し)

こちらは、新居浜市です。〇〇川が、氾濫する恐れがあるため、〇〇川の周辺に、警戒レベル3、高齢者等避難を、発令しました。

浸水が想定される区域の方で、お年寄りなど、避難に時間のかかる方は、〇〇〇などの避難場所か、建物の2階などへ、避難して下さい。

以上で放送を終わります。

例文 14. 避難指示

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示
発令。(2回繰り返し)

こちらは、新居浜市です。〇〇川の堤防が、決壊する恐れがあるため、(〇〇川が、氾濫する恐れがあるため、) 〇〇地区に、警戒レベル4、避難指示を、発令しました。最寄りの高い建物に、今すぐ避難して下さい。

家から出られない時は、2階などの高い所に、避難して下さい。

以上で放送を終わります。

例文 15. 緊急安全確保

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル5 緊急安全確保。(2回繰り返し)

こちらは、新居浜市です。〇〇川の堤防が、決壊しました。(〇〇川が、氾濫しています。)

只今、〇〇地区に、警戒レベル5、緊急安全確保を、発令しました。最寄りの高い建物に、今すぐ避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

家から出られない時は、2階などの高い所に、登って下さい。

以上で放送を終わります。

例文 16. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。

〇〇川の周辺(〇〇地区)に発令していた、警戒レベル〇、〇〇〇〇は、只今をもち、解除いたします。

〇〇川周辺地域(〇〇地区)の方は、気を付けてお帰り下さい。(なお、×××××に発令している×××××は、継続中です。×××××の方は、まだ、家に戻らないで下さい。)

以上で放送を終わります。

3 高潮

(1) 予想潮位がT P 3 m未満の場合【放送対象校区：新居浜、宮西】

例文 17. 避難指示

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
〇〇海岸（〇〇港）の堤防が、決壊しました。（高潮による浸水が、広がっています。）
〇〇地区に、高潮に関する避難指示を、発令しました。最寄りの高い建物に、今すぐ避難して下さい。
家から出られない時は、2階など高い所に登って下さい。
以上で放送を終わります。

例文 18. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
高潮警報が、解除されました。
川西地区の沿岸部（〇〇地区）に発令していた、高潮に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。
川西地区の沿岸部（〇〇地区）の方は、気を付けてお帰り下さい。（なお、×××××に発令している避難指示は、継続中です。×××××の方は、まだ、家に戻らないで下さい。）
以上で放送を終わります。

(2) 予想潮位がTP 3 m以上の場合【放送対象校区：新居浜、宮西、金子、惣開、若宮、高津、浮島、垣生、神郷、多喜浜、大島】

例文 19. 避難指示

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
○○海岸（○○港）の堤防が、決壊しました。（高潮による浸水が、広がっています。）
○○地区に、高潮に関する避難指示を発令しました。最寄りの高い建物に、今すぐ避難して下さい。家から出られない時は、2階などの高い所に、登って下さい。
以上で放送を終わります。

例文 20. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
高潮警報が、解除されました。
川西地区及び、川東地区の沿岸部（○○地区）に発令していた、高潮に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。
川西地区及び、川東地区の沿岸部（○○地区）の方は、気を付けてお帰り下さい。（なお、×××××に発令している避難指示は、継続中です。×××××の方は、まだ、家に戻らないで下さい。）
以上で放送を終わります。

4 津波

(1) 津波注意報の場合【放送対象校区：新居浜、宮西、惣開、若宮、高津、浮島、垣生、多喜浜、大島】

例文 21. 避難指示

状況把握後すぐに

* 緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示
発令。(2回繰り返し)

こちらは、新居浜市です。

津波注意報が、発表されたため、市内の海岸に、警戒レベル4 避難指示を、発令しました。

海岸付近や、海の中にいる方は、今すぐ海から上がり、海岸から離れてください。

以上で放送を終わります。

例文 22. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。

津波注意報が、解除されました。

海岸に発令していた、津波に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。

以上で放送を終わります。

(2) 津波警報及び大津波警報の場合（遠地地震の場合を除く）【放送対象校区：
新居浜、宮西、金子、惣開、若宮、高津、浮島、垣生、神郷、多喜浜、大島】

例文 23. 避難指示

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発令。（2回繰り返し）
津波警報（大津波警報）が、発表されたため、市内の沿岸部に、警戒レベル4 避難指示を、発令しました。
津波により、浸水が想定される区域の方は、浸水の恐れがない、〇〇〇などの避難場所へ、今すぐ避難して下さい。
避難する余裕がない場合は、頑丈な、高い建物に登って下さい。
以上で放送を終わります。

例文 24. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
津波注意報が、解除されました。
沿岸部に発令していた、津波に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。
沿岸部の方は、気を付けてお帰り下さい。（なお、×××××に発令している避難指示は、継続中です。×××××の方は、まだ、家に戻らないで下さい。）
以上で放送を終わります。

(3) 遠地地震に伴う津波警報で、予想潮位がT P 3 . 0 m未満の場合

【放送対象校区：新居浜、宮西】

例文 25. 高齢者等避難（出せる場合）

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル3 高齢者等避難
発令。（×2回）
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表される
恐れがあるため、川西地区の沿岸部に、警戒レベル3
高齢者等避難を、発令しました。
尻無川より西側の地区のうち、敷島通りより北側
にお住いの方で、お年寄りなど、避難に時間のかかる方
は、宮西小学校などの避難場所へ、避難して下さい。
以上で放送を終わります。

例文 26. 避難指示（出せる場合）

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発
令。（×2回）
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表される
恐れがあるため、川西地区の沿岸部に、警戒レベル4
避難指示を、発令しました。
尻無川より西側で、敷島通りより北側にお住いの方
は、宮西小学校などの避難場所へ、直ちに避難して下
さい。
以上で放送を終わります。

例文 27. 避難指示

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発令。(2回繰り返し)
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表されたため、川西地区の沿岸部に、避難指示を、発令しました。
尻無川より西側で、敷島通りより北側にお住いの方は、宮西小学校などの避難場所へ、今すぐ避難して下さい。
以上で放送を終わります。

例文 28. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
津波注意報が、解除されました。
川西地区の沿岸部に発令していた、津波に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。
避難されていた方は、気を付けてお帰り下さい。
以上で放送を終わります。

(3) 遠地地震に伴う津波警報で、予想潮位がTP3.0m以上の場合【放送対象校区：新居浜、宮西、金子、惣開、若宮、高津、浮島、垣生、神郷、多喜浜、大島】

例文 29. 高齢者等避難（出せる場合）

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル3 高齢者等避難発令。（2回繰り返し）
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表される恐れがあるため、川西地区及び、川東地区の沿岸部に、警戒レベル3 高齢者等避難を、発令しました。
津波により、浸水が想定される区域の方で、お年寄りなど、避難に時間のかかる方は、浸水の恐れがない、〇〇〇などの避難場所へ、避難して下さい。
以上で放送を終わります。

例文 30. 避難指示（出せる場合）

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発令。（×2回）
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表される恐れがあるため、市内の沿岸部に、警戒レベル4 避難指示を、発令しました。
津波により、浸水が想定される、区域の方は、浸水の恐れがない、〇〇〇などの避難場所へ、直ちに避難して下さい。
以上で放送を終わります。

例文 31. 避難指示

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
緊急放送、緊急放送。警戒レベル4 避難指示発令。(×2回)
〇〇で発生した地震に伴い、津波警報が発表されたため、市内の沿岸部に、警戒レベル4 避難指示を、発令しました。
津波により、浸水が想定される、区域の方は、浸水の恐れがない、〇〇〇などの避難場所へ、今すぐ避難して下さい。
以上で放送を終わります。

例文 32. 解除

状況把握後すぐに

* こちらは、新居浜市です。
津波注意報が、解除されました。
川西地区及び、川東地区の沿岸部に発令していた、津波に関する避難指示は、只今をもち、解除いたします。
避難されていた方は、気を付けてお帰り下さい。
以上で放送を終わります。

県指定緊急輸送道路一覽表

一次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
①	高速	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
②	国	一般国道11号	香川県境～松山市二番町4丁目
③	県	(主) 新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町
④	県	(主) 壬生川新居浜野田線	西条市船屋甲～新居浜市多喜浜
⑤	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市喜光地町一丁目～新居浜市別子山弟地
⑥	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市船木～新居浜市船木
⑦	県	(一) 国領高木線	新居浜市船木～新居浜市東田
⑧	市	(市) 港町繁本東筋線	新居浜市若水町二丁目～新居浜市繁本町

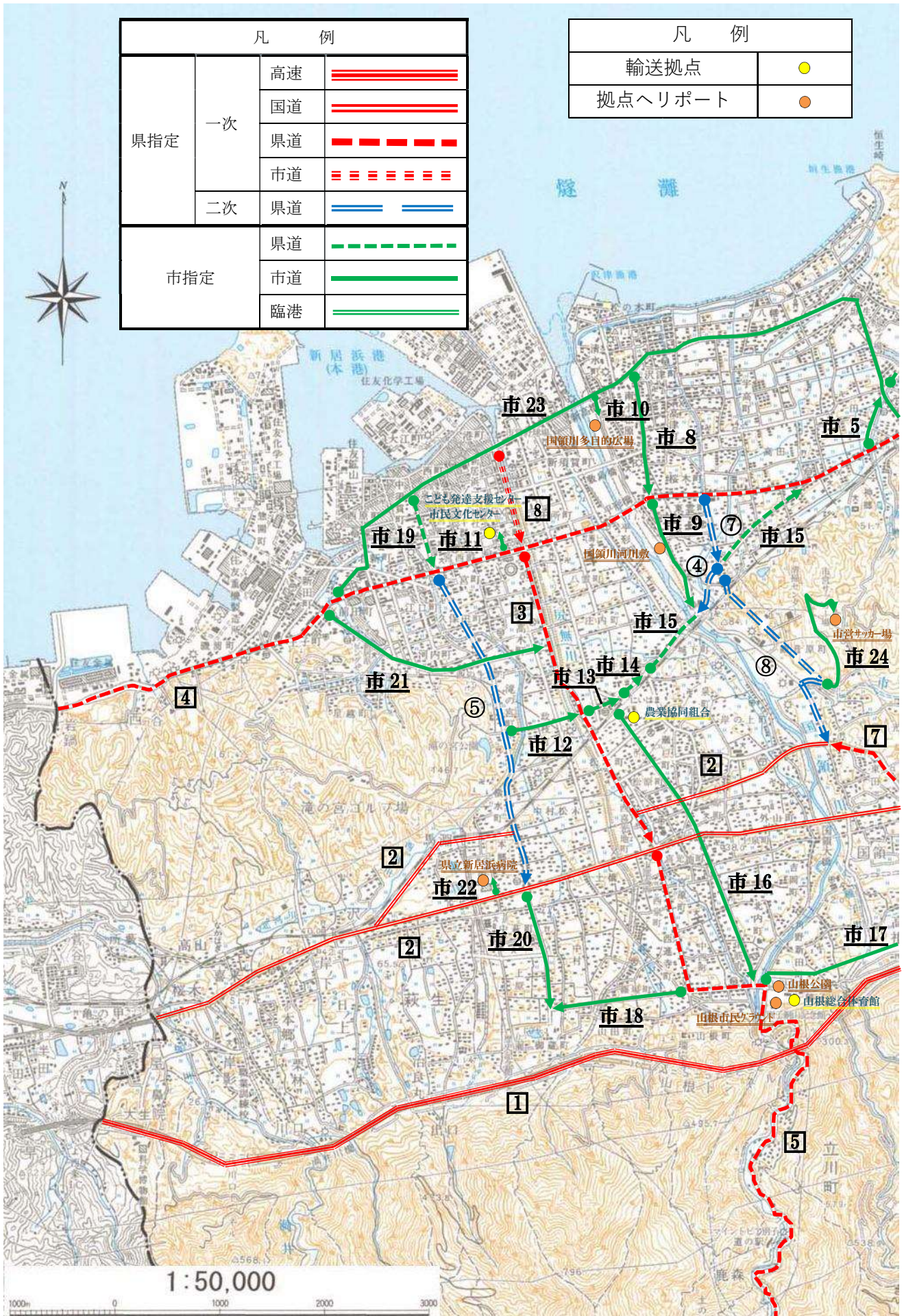
二次緊急輸送道路

番号	管理区分	路線名	区間
①	県	(主) 高知伊予三島線	新居浜市別子山瀬場～四国中央市金砂町平野山
②	県	(主) 壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町野田
③	県	(主) 新居浜別子山線	新居浜市別子山弟地～新居浜市別子山瀬場
④	県	(一) 多喜浜泉川線	新居浜市郷～新居浜市郷
⑤	県	(一) 新居浜港線	新居浜市一宮町～新居浜市中萩町
⑥	県	(一) 新居浜土居線	新居浜市阿島～四国中央市土居町上野
⑦	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市郷
⑧	県	(一) 新居浜東港線	新居浜市郷～新居浜市東田

市 指 定 緊 急 輸 送 道 路 一 覧 表

番号	管理区分	路 線 名	区 間
1	市	沖浜中通り線	黒島一丁目～黒島一丁目
2	市	東港東浜筋線	黒島一丁目～多喜浜六丁目
3	港務局	臨港道路	黒島一丁目～多喜浜三丁目
4	港務局	臨港道路	垣生三丁目～多喜浜三丁目
5	市	松神子落神線	松神子一丁目～松神子一丁目
6	県	新居浜東港線	松神子四丁目～多喜浜二丁目
7	市	松神子多喜浜線	多喜浜三丁目～多喜浜六丁目
8	市	沢津東雲線	沢津町一丁目～東雲町一丁目
9	市	東雲上郷線	東雲町二丁目～郷五丁目
10	市	石風呂平形橋線	南小松原町～南小松原町
11	市	港町繁本線	繁本町～繁本町
12	市	駅前滝の宮線	滝の宮町～坂井町一丁目
13	県	新居浜停車場線	坂井町一丁目～坂井町二丁目
14	県	国領高木線	坂井町二丁目～坂井町二丁目
15	県	多喜浜泉川線	坂井町二丁目～郷三丁目
16	市	駅裏角野線	坂井町三丁目～中筋町一丁目
17	市	角野船木線	角野新田町三丁目～船木高祖
18	市	上部東西線	西連寺町二丁目～中村四丁目
19	県	新居浜港線	西町～北新町
20	市	中須賀上原線	中村一丁目～中村四丁目
21	市	原地庄内線	前田町～高木町
22	市	本郷西筋線	本郷三丁目～本郷三丁目
23	市	新田松神子線	新田町一丁目～松神子二丁目
24	市	平尾谷線	観音原町～観音原町
25	市	蔭地線	別子山草原～別子山瓜生野
26	市	大湯線	別子山瓜生野～別子山大湯
27	市	林道 大湯線	別子山瓜大湯～別子山大湯
28	市	林道 大滝線	別子山瓜大湯～別子山大湯

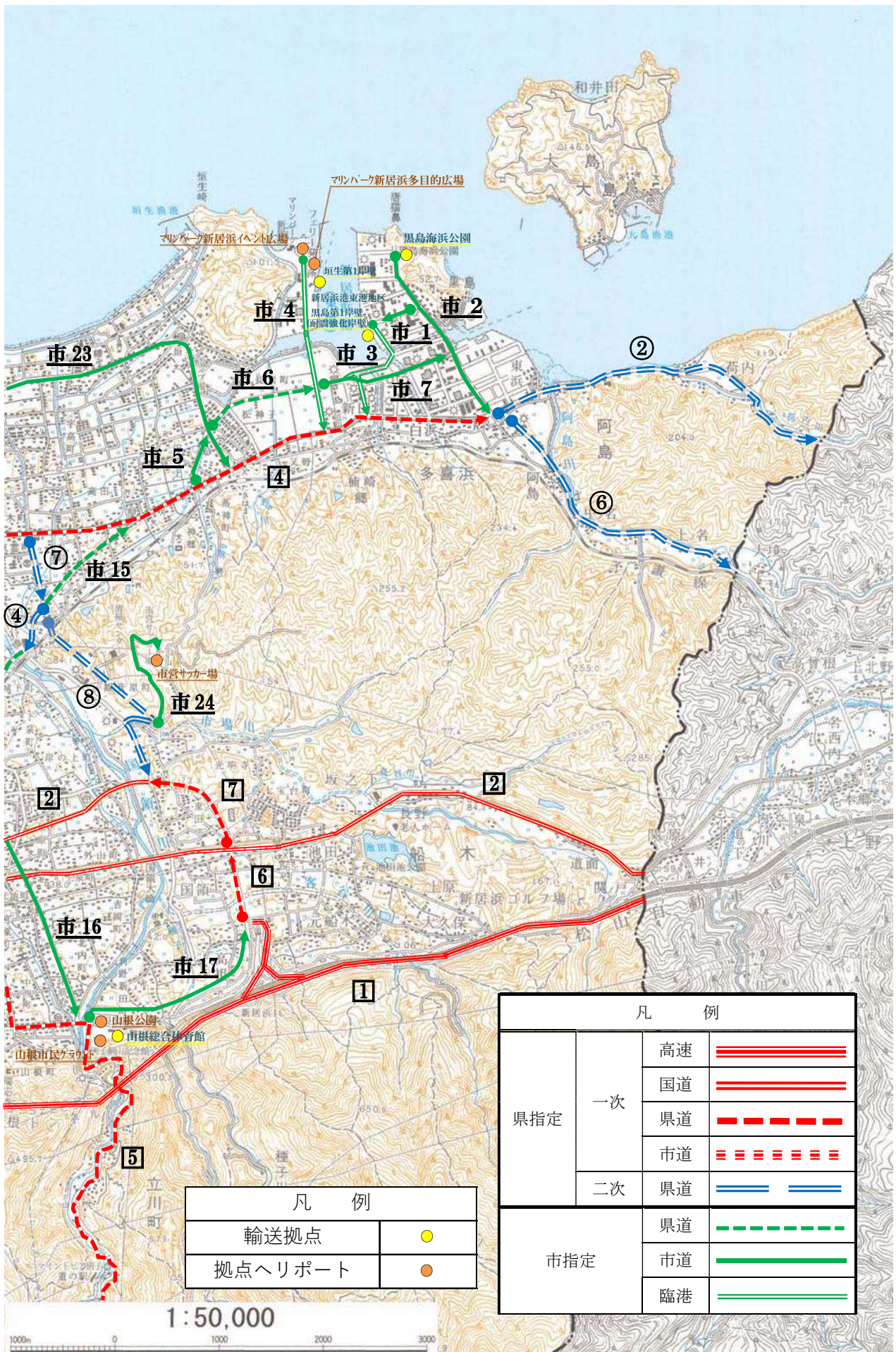
県・市指定緊急輸送道路一覧表（位置図）



凡 例			
県指定	一次	高速	====
		国道	====
		県道	-----
		市道	=====
市指定	二次	県道	====
		市道	=====
		臨港	=====

凡 例	
輸送拠点	●
拠点ヘリポート	●

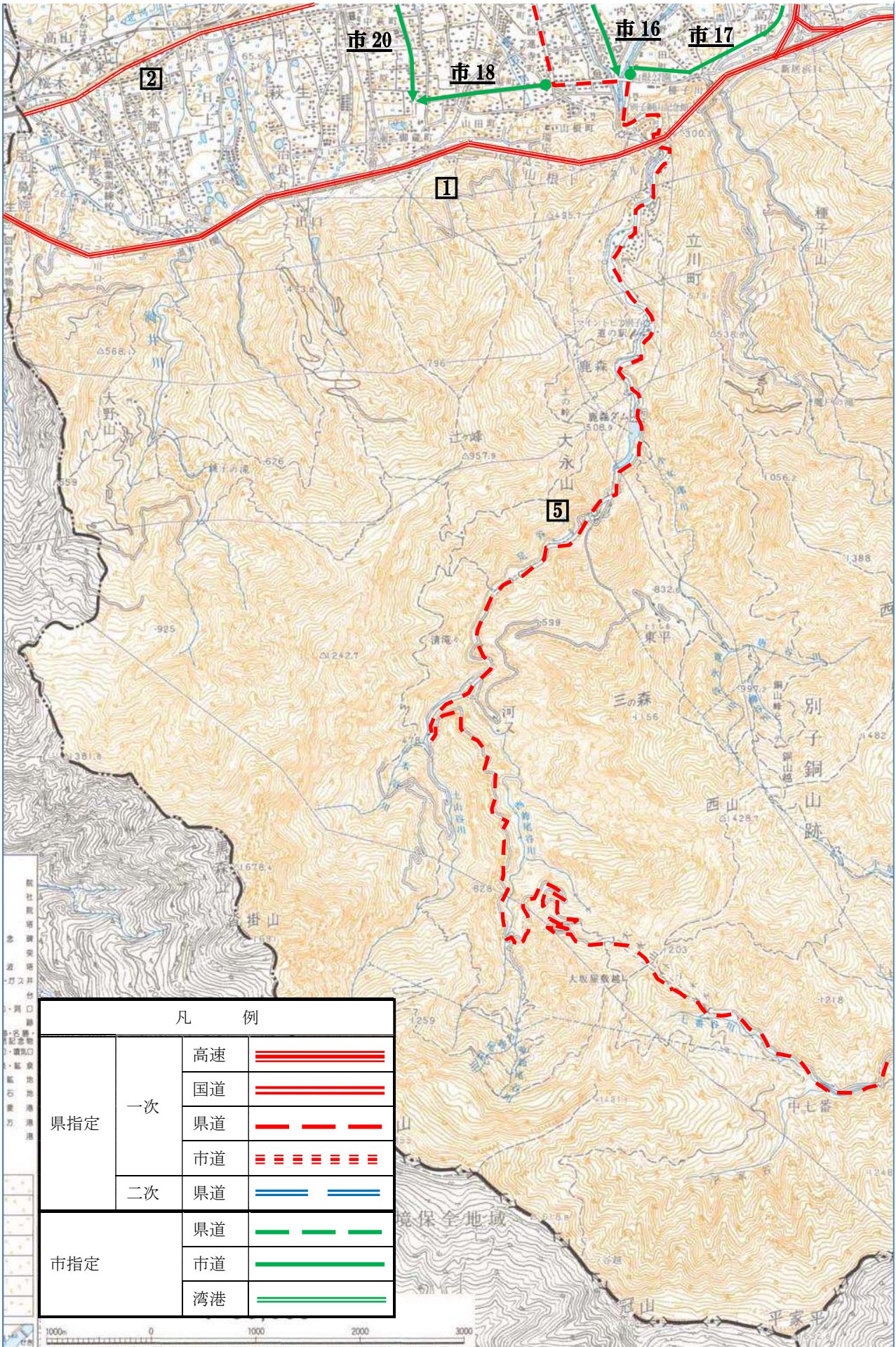
県・市指定緊急輸送道路一覧表（位置図）



凡 例	
輸送拠点	●
拠点ヘリポート	●

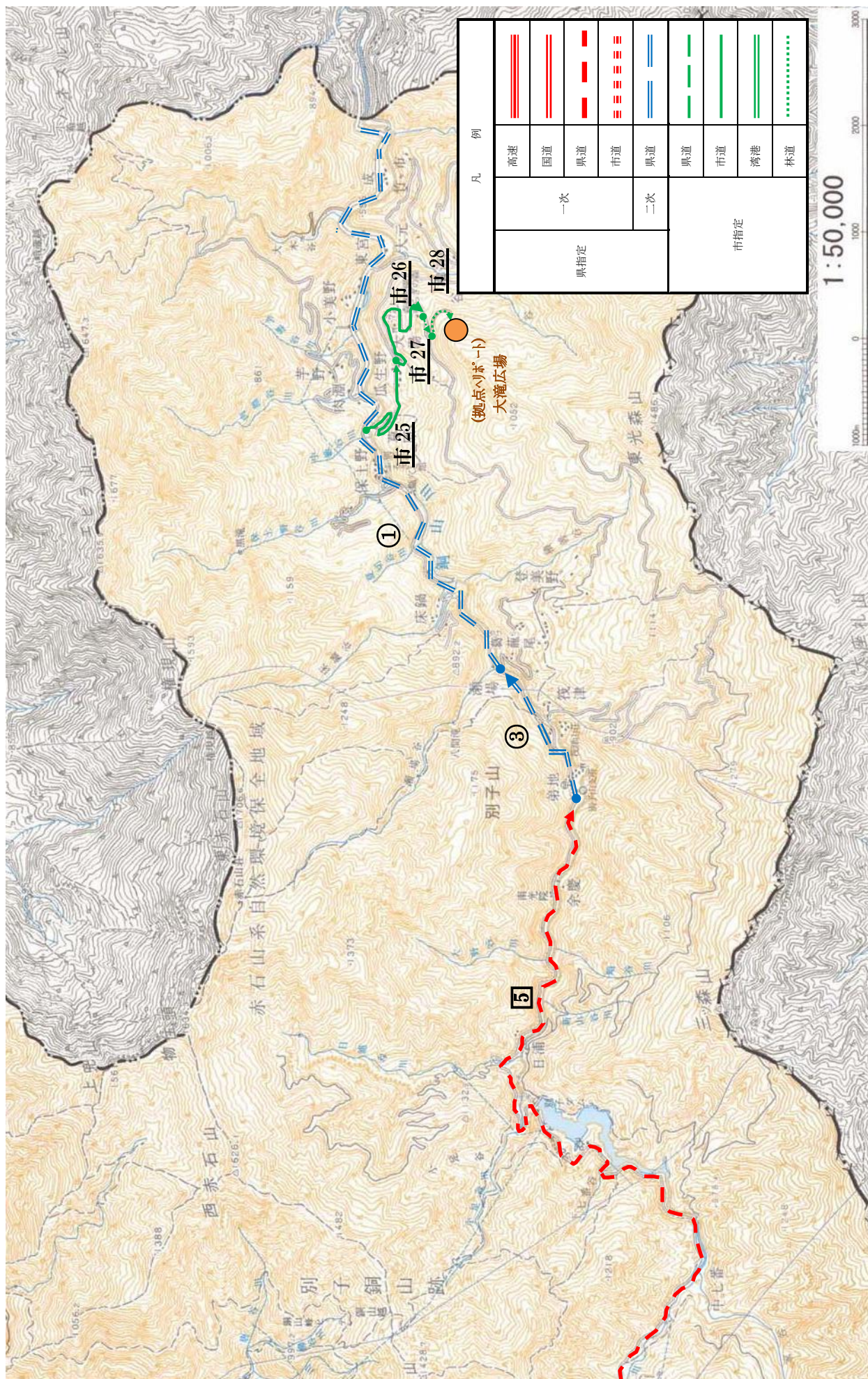
凡 例			
県指定	一次	高速	====
		国道	====
		県道	- - - -
	市道	====	
二次	県道	====	
	市道	====	
市指定	県道	====	
	市道	====	
	臨港	====	

県・市指定緊急輸送道路一覧表（位置図）



凡 例			
県指定	一次	高速	====
		国道	====
	県道	- - - -	
	市道	≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡	
市指定	二次	県道	====
		市道	====
	湾港	====	

県・市指定緊急輸送道路一覧表（位置図）



緊急通行車両事前届出制度の流れ・手続等

区分	流 程	手 続 等	備 考
災害発生前 (事前届出)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申 請 者 届 出</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">警 察 署 長 (公安委員会の事務代行)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">審 査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届 出 済 証 交 付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申 請 者 保 管</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書類により届出 ○ 申請書類の確認・受理 ○ 対象車両の該当性の審査 ○ 緊急通行車両等事前届出済証の交付 ○ 緊急通行車両等事前届出済証を当該申請に係る車検証とともに保管 	<p>※ 申請書類</p> <p>① 緊急通行車両等事前届出書</p> <p>② 車検証</p> <p>③ 輸送協定書 又は指定行政機関の上申書等</p> <p>※ 届出済証の紛失等による再交付申請も同じ手続による。</p>
災害発生後 (確認手続)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">対 象 車 両 の 使 用 者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">警 察 本 部 (交 通 規 制 課) 警 察 署 、 検 問 箇 所 県 知 事 部 局 (交 通 消 防 課)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">対 象 車 両 の 使 用 者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">返 還</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該車両と緊急通行車両等事前届出済証の提出 ○ 緊急通行車両等確認証明申請書の提出 ○ 確認に必要な審査の省略 ○ 緊急通行車両等事前届出済証の回収 ○ 緊急通行車両確認証明書と緊急通行車両標章の交付 ○ 緊急交通路（緊急輸送ルート）における通行と災害応急対策のための活動 ○ 必要がなくなった場合、又は、有効期間終了後、確認証明書と標章の返還 	<p>※ 緊急通行車両標章の掲示</p>

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 (再交付申請書)		災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証	
愛媛県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 愛媛県公安委員会 印	
番号欄に表示されている番号	車種の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)	(注) 1 災害発生時には、この届出証を警察本部 (交通規制課)、最寄りの警察署又は交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合は、警察署に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
使用者	住所 () 局 番		
氏名	氏名		
出 発 地	地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

様式 2

緊急通行車両に係る上申書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

機関等名

役職名

氏名

印

下記の車両は、災害が発生した場合に、災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策を実施するために使用する計画のある車両です。

記

番号	車種	車両番号	用途	備考
1				
2				
3				

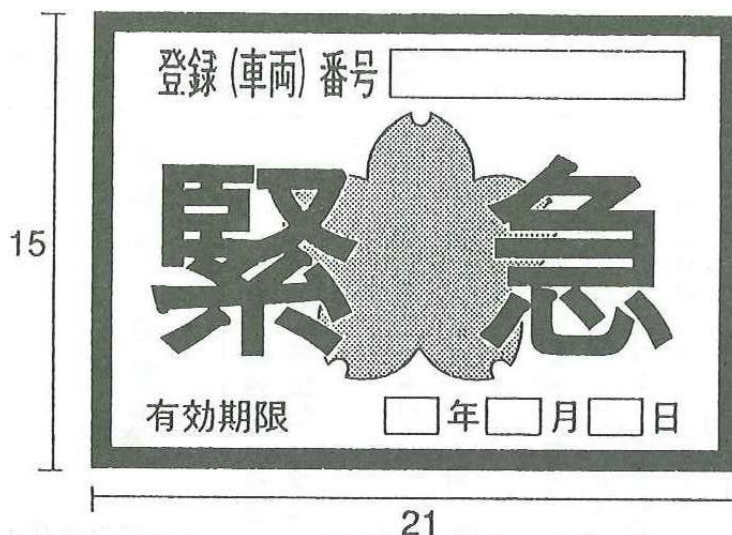
注1 車両が多い場合は、別紙一覧表のとおりと記載し、別紙を添付のうえ契印する。

2 用途の欄は、物資輸送、作業車等判明しているものについてのみ記載する。

3 備考欄は、指定公共機関等の車両以外の民間契約車を使用する場合に、契約会社名及び「委託契約車両」の表示を記載する。

緊急通行車両の標章、確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

通行車両の証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送に行く車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

車 両 調 達 先 一 覧 表

新居浜・西条地区トラック協会新居浜支部一覧表

令和3年4月1日現在

事業者名	所在地	普通車	小型車	電話番号	FAX番号	備考
新居浜・西条地区トラック協会 新居浜支部	新居浜市新田町三丁目6-33			33-1089	37-3447	
(株)アトラス	〃 垣生三丁目乙303-2	31		46-3477	46-3488	
一宮運輸(株)	〃 西原町二丁目4-36	102	8	33-0138	33-0166	
(有)右京運送	〃 多喜浜六丁目6-8	8	1	67-1910	67-1903	
(株)小川運送	〃 多喜浜六丁目1-30	22	1	46-1133	46-1175	
カネマツ運輸(有)	〃 多喜浜六丁目1-21	18	1	46-5820	46-5821	
(株)亀田建材	〃 磯浦町18-69	6	1	33-2266	33-2267	
(有)河端電工	〃 萩生2930	4	1	43-4139	43-4139	
金栄丸港運(株)	〃 多喜浜六丁目6-23	33		45-1341	46-5811	
桑原運輸(株)	〃 西原町三丁目2-1	34		35-1111	34-2334	
(株)K・S・T	〃 阿島二丁目10-15	3	1	64-9412	64-9411	
(株)薦田運輸	〃 船木甲5084-1	20	2	41-1100	40-0895	
薦田建設(株)	〃 宮原町2-17	8		41-7079	43-9126	
四国軽貨物配送(株)	〃 大生院258-14	5	3	40-4060	40-4070	
四国梱包運送(株)	〃 黒島一丁目1-15	33	3	45-2000	45-3128	
白石建設工業(株)	〃 久保田町三丁目9-20	7		33-4812	32-8374	
(有)白石産業	〃 菊本町二丁目13-52	13	1	34-7744	37-0050	
新東運輸(株)	〃 菊本町一丁目10番1号	9	1	37-3084	37-1045	
(有)新和開発	〃 観音原町甲985-22	5		41-8282	40-1616	
鈴木産業(株)	〃 松原町1-36	13		41-1212	41-2161	
住化ロジスティクス(株)	〃 惣開町4-3	91	3	33-2171	32-3208	
(有)外山運輸	〃 北新町2-30	7		33-5444	33-5364	

事業所名	所在地	普通車	小型車	電話番号	FAX番号	備考
宝 運 送 (株)	新居浜市上泉町2-22	18	4	32-5871	34-3358	
(有)大 栄 車 体	" 光明寺一丁目531-1	3	2	41-0618	41-0273	
㈱中四国丸和ロジスティクス	" 阿島一丁目4-56	33		67-1211	46-0911	
テ ー エ ス 運 輸 (株) 新居浜 (営)	" 阿島一丁目6-68	6		46-5270	46-2215	
㈱トリス`EXPRESS新居浜営業所	" 又野一丁目2-46			45-6464		
(有)直野モータース	" 松原町3-50			41-6848	41-6703	
日本通運 (株) 新居浜支店	" 多喜浜六丁目10-3	43	1	46-2000	46-1832	
浜 栄 倉 庫 (株)	" 西原町二丁目7-63	19		33-3161	35-2198	
(有)ぼ ち 丸 急 配	" 多喜浜三丁目400-31	19	1	66-2773	66-2774	
間 口 ウ エ ス ト ロ ジ ㈱ 新 居 浜 (営)	" 多喜浜六丁目9-25	7		46-3955	45-4394	
(株)増 田 重 機	" 横水町3-12	10		43-5161	43-3301	
丸 重 商 事 (株)	" 田所町4-68	14	4	32-3425	32-7015	
(有)丸 友 運 送	" 垣生三丁目乙310-4	8		46-2526	46-2527	
宮 原 重 機 運 輸 ㈱	" 新田町二丁目9-18	6		33-3355	33-3357	
明 星 運 輸 (株)	" 多喜浜六丁目9-74	8		46-3444	46-1921	

事業所名	所在地	普通車	小型車	電話番号	FAX番号	備考
明星物流(株)	〃 多喜浜六丁目9-74	19		46-1210	46-1921	
村尾運送(有)	〃 新須賀町三丁目4-47	5		33-6700	33-6702	
(株)森賀建設	〃 萩生1306-1	6		41-6610	40-4727	
森實運輸(株)	〃 惣開町2-13	21		37-0111	32-3322	
森実エクスプレス(株)	〃 磯浦町7-2	53		37-3350	35-2519	
森実タウンサービス(有)	〃 惣開町1-2	19	2	32-2221	35-3123	
矢野商運(株)	〃 船木甲2336-5	9		41-4454	41-4453	
(有)裕研	〃 宮西町3-18	5		33-7808	33-7873	
(株)吉忠運輸機工	〃 田所町4-68	8		32-3434	32-3432	
渡部物産(株)	〃 黒島一丁目5-30	24	2	45-3401	45-3432	

バス・タクシー会社一覧表

会社名	所在地	電話番号	備考
瀬戸内運輸(株)新居浜営業所	新居浜市新田町二丁目2-17	33-9166	
新居浜地区旅客自動車協同組合	〃 一宮町一丁目1-1	33-5739	
(株)駅前タクシー	〃 坂井町二丁目4-12	37-2308	
たまもタクシー(有)	〃 沢津町三丁目6-41	33-5656	
(有)東雲タクシー	〃 東雲町三丁目4-17	33-8061	
あかがねタクシー(株)	〃 中筋町一丁目15-25	41-7111	
中萩タクシー(有)	〃 本郷三丁目5-21	41-6011	
(有)光タクシー	〃 喜光地町二丁目2-22	43-7077	
(有)日新タクシー	〃 西原町一丁目3-15	32-2764	
愛媛近鉄タクシー(株)	〃 西原町一丁目1-70	37-2504	

船舶、漁船等の調達先一覧表

海運業者一覧表

事業者名	所在地	電話番号	FAX番号
新居浜地区海運組合	新居浜市西原町2-7-21	37-2475	37-2475
青野海運(株)	〃 新田町1-1-17	33-8545	32-4521
(株)ワークスネット	〃 新田町1-1-20	36-2428	33-0560
一宮運輸(株)	〃 多喜浜6-8-33	45-0138	46-2520
井下海運(株)	〃 菊本町1-1-34	32-6730	32-6733
金栄丸港運(株)	〃 多喜浜6-6-23	45-1341	46-5811
桑原運輸(株)	〃 磯浦町16-7	35-1111	34-2334
住化ロジスティック(株) 西日本事業本部	〃 惣開町4-3	33-2171	32-3208
住鋳物流(株)	〃 西原町3-5-3	37-2474	37-3477
大成海運(株)	〃 惣開町2-5	37-1101	37-1105
田淵海運(株)新居浜支所	〃 西原町1-4-9	37-0134	34-4691
新居浜海運(株)	〃 西原町1-4-18	33-9321	33-9319
新居浜コールセンター(株)	〃 菊本町1-10-1	32-8320	32-4515
新居浜シェル石油(株)	〃 中須賀町2-10-18	33-7131	34-6079
日本通運(株)新居浜支店	〃 多喜浜6-10-3	46-2000	46-1860
浜栄港運(株)	〃 西原町2-7-63	37-1234	33-3777
浜栄倉庫(株)	〃 西原町2-7-63	33-3161	35-2198
芙蓉海運(株)	〃 西原町2-5-33	34-6611	32-7879
松田汽船(株)新居浜支店	〃 西原町2-5-29	37-3254	37-3258
丸重海運(株)	〃 一宮町2-3-50	31-5158	32-7311
明星運輸(株)	〃 多喜浜6-9-74	46-3444	46-1921
森実運輸(株)	〃 惣開町2-13	37-0111	32-3322

漁業協同組合支所一覧表

組合名	所在地	電話番号	FAX番号
愛媛県漁業協同組合新居浜支所	新居浜市清水町14-98	33-9391	33-9460
愛媛県漁業協同組合垣生支所	〃 垣生6-7-26	46-0108	46-0800
愛媛県漁業協同組合大島支所	〃 大島甲1591	46-1005	46-1007
愛媛県漁業協同組合多喜浜支所	〃 黒島2-3-35	46-1090	46-2977

